

「総研大文化科学研究」編集規程

平成 23 年 12 月 14 日
学 長 裁 定

第 1 条 誌名は、『総研大文化科学研究』(Sokendai Review of Cultural and Social Studies)
(以下「ジャーナル」という。)とする。

第 2 条 ジャーナルは、当分の間、年 1 回の刊行とし、総合研究大学院大学葉山本部のホームページサーバーを用いた E-journal 及び印刷物とする。

第 3 条 編集委員会は、責任をもってジャーナルを刊行し、運営する。

- (1) 各専攻より各 1 人の編集委員を選出する。ただし、専攻長の兼任をさまたげない。また、この他に研究科長は編集委員を兼ねるものとする。
- (2) 編集委員会に委員長を置くこととする。委員長は、編集委員会を招集し、議長となる。
- (3) 編集委員は、無給とする。
- (4) 編集委員は、当該委員が所属する専攻の専任教員とし、投稿原稿の受領、それらの管理、進行及びジャーナル刊行後の処置に責任を有する。
- (5) 編集委員は、投稿原稿ごとに査読者を 2 人選定する。
- (6) 編集作業及びその取扱いは、別に定める。

第 4 条 編集委員会は、国内外の各分野における第一線の研究者にアドヴァイザリー・ボードを委嘱する。この場合において、外国人を半数以上入れることが望ましい。

- (1) ジャーナル編集上の改善策、適切な査読者の紹介等、編集委員会に助言を行う。なお、年 1 回の刊行につき、必ず報告書を提出する。
- (2) アドヴァイザリー・ボードは、5 人程度とし、その謝礼は年 1 回の刊行につき 2 万円とする。

第 5 条 国内外の当該分野における査読者を投稿原稿 1 点につき、2 人委嘱する。

- (1) 査読者は、編集委員会が定めた査読要領に従い、投稿原稿を査読する。
- (2) 査読料は、1 件につき 2 万円とする。
- (3) 査読要領は、別に定める。

第 6 条 投稿要領及び執筆要領は、別に定める。なお、日本語論文についての執筆要領は、当分の間、定めないこととする。

第 7 条 投稿原稿及び掲載論文の区分は、次に掲げる 3 区分とする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 資料紹介

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 14 日から適用する。

「総研大文化科学研究」編集作業及び取扱要領

平成 16 年 1 月 27 日総研大文化科学研究編集委員会決定
一部改正 20.10.7、21.11.5、22.5.31、23.5.31

第 1 「総研大文化科学研究」編集規程第 3 条第 4 号に規定する「編集委員は、当該委員が所属する専攻の専任教員とし、投稿原稿の受領、それらの管理、進行及びジャーナル刊行後の処置に責任を有する。」に則り、編集作業にあたる。

第 2 投稿原稿及び電子的データは、当該専攻から選出された編集委員が保管する。

第 3 編集委員は、投稿原稿が査読に値するものかどうかを判断し、査読者 2 人を仮決定する。

第 4 編集委員は、当該投稿原稿の査読期間として 1 ヶ月程度を設定し、査読候補者の承諾を得て、査読者として決定する。ただし、承諾が得られない場合は、次点の査読候補者の承諾を得る。編集委員は、決定した査読者を編集委員会に報告し、次に掲げる書類を添えて査読依頼書を編集委員長との連名で査読者に送付する。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 投稿原稿等の写し(氏名及び所属をマスキングしたもの) | 1 部 |
| (2) 査読報告書 1 (編集委員記入用) | 1 部 |
| (3) 査読報告書 2 (査読者記入用) | 1 部 |

第 5 査読者は、査読期限までに査読依頼書に添付した全ての書類を編集委員に返却する。なお、返却の督促は、編集委員の任務とする。

第 6 査読結果は、編集委員会に報告する。査読者 2 人の査読結果の判定が分かれた場合は、編集委員がその処置を決定する。

第 7 査読結果が条件つきで掲載可の場合は、査読報告書の内容(査読者の氏名をマスキングしたもの)及び投稿原稿の原本等を原稿投稿者に返送し、1 ヶ月以内に提出させる。編集委員は、掲載可の条件に適合していることを確認の上、編集委員長に再送付する。ただし、再提出又は不採択の場合は、査読報告書(査読者の氏名をマスキングしたもの)の内容を原稿投稿者に投稿原稿の原本等とともに返却する。

第 8 編集委員長は、ジャーナルの原稿を整理し、目次を決定する。

第 9 投稿者及び査読者の氏名は、編集委員会内部の部外秘とする。

附 則

この要領は、平成 16 年 1 月 27 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 7 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 5 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 31 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 31 日から適用する。